

平成14年12月9日

## 平成15年度監査基本計画

### 1 基本方針

東京都は、これまで財政再建推進プランに基づき、財政の構造改革に取り組んできたところであるが、平成15年度も都税収入は、平成14年度に引き続き低い水準に止まると見込まれるなど、都財政を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっている。こうした中、首都東京を再生し、都民の安心と安全を確保するため、徹底した事業の見直しを行った上で、これまでも増して効果的な施策を実施し、課題解決に向けて取り組んでいくこととしている。

今年度の監査にあたっては、このような都政が置かれている極めて厳しい状況やこれに対する取組を十分に認識しつつ、監査対象の事務事業を的確に分析し、事務事業や予算の執行が法令等に則って適正に処理されているかという合规性の観点のもとより、所期の目的を達成しているかという有効性、投下した経費に見合うだけの効果をあげているかという効率性の観点を重視し積極的に評価・検証を行う。

また、これらの監査結果を、わかりやすいメッセージとして発信していくことなど、情報提供機能の充実に努める。

さらに、外部監査制度と相まって監査機能の一層の充実強化が図られるよう留意していく。

以上の考え方を踏まえ、各種監査を実施するとともに、引き続き監査の専門性の向上に努め、適正な行財政運営を確保するという監査委員監査の基本的役割を果たしていくものとする。

### 2 実施監査種別及び方針

#### (1) 定例監査

都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、法令等に則って適正に処理されているかを主眼に監査を実施する。その際、「最少の経費で最大の効果をあげる」及び「組織及び運営の合理化に努める」という趣旨に則るとともに、事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点、及び投下した経費に見合うだけの効果をあげているかという効率性の観点到十分留意する。

#### (2) 行政監査

都の事業のうちから、社会経済状況、都における施策の動向、予算の執行状況、各種監査の実施結果等を踏まえ監査を実施すべき事業を選定し、事業は費用対効果に配慮したものとなっているか、事業は所期の目的を達成しているか、事業は所期の成果をあげているかなどを主眼に、事業の計画から執行、評価までの全過程について、具体的に検証し、総合的に評価を行う。

### (3) 事務事業監査

都の事務事業のうちから、社会経済状況、都における施策の動向、予算の執行状況、各種監査の実施結果等を踏まえ各局に共通する事務事業を選定し、その事務事業が適正で有効かつ効率的に執行されているかに留意して監査を行い、横断的な視点をもって、事務事業の改善に向け包含する個々の問題点の抽出を行う。

### (4) 工事監査

都が行う工事について、計画、設計、積算、施工等の各段階において、不経済な支出や施工不良がないかなど、技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼とするとともに、有効性及び効率性の観点にも留意して実施する。

### (5) 財政援助団体等監査

#### ア 補助金交付団体等

都が財政援助等を行っている事業が、補助等の目的に沿って適正で、有効・効率的に執行されているか、団体に対する指導監督は適切に行われているかを主眼として実施する。

#### イ 出資団体等

都が出資等を行っている団体について、事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理、工事、財産管理等が適正に行われているかを主眼とするとともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点にも留意して実施する。

### (6) 決算審査

#### ア 出納長所属各会計

決算計数の確認及び分析を行い、予算の執行、資金運用及び財産管理の状況について審査し、意見を付する。

#### イ 公営企業各会計

決算計数の確認及び分析を行い、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査し、意見を付する。なお、審査に当たっては、経済性の発揮及び公共性の確保がなされているかを主眼として、検討を加える。

### (7) 基金運用状況審査

東京都区市町村振興基金及び東京都用品調達基金について、計数の確認を行うとともに、基金が目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかを審査する。

### (8) 例月出納検査

各会計の現金の出納について、毎月の計数を関係諸帳簿と照合確認するとともに、検査当日の現金保管状況を検査する。

都の財政収支の動態を主として計数面より把握し、各種監査の効率的な執行に活用する。

3 各種監査実施期間

監査種別ごとの監査実施期間は、次の表のとおりである。

(表) 監査・審査等実施期間

監 査 種 別		実 施 期 間
定例 監査	平成15年度各会計定例監査	平成15年 1月中旬～平成15年 8月中旬
行政 監査	平成15年度行政監査	平成15年 9月上旬～平成15年11月中旬
事務 事業 監査	平成15年度事務事業監査	平成15年 9月上旬～平成16年 3月下旬
工事 監査	平成15年度工事監査(前期)	平成15年 5月上旬～平成15年 8月下旬
	平成15年度工事監査(後期)	平成15年 9月上旬～平成16年 3月下旬
財援 監査	平成15年度財政援助団体等監査	平成15年 9月上旬～平成16年 3月下旬
決算 審査	平成14年度公営企業各会計決算審査	平成15年 6月上旬～平成15年 8月上旬
	平成14年度出納長所属各会計決算審査 (平成14年度基金運用状況審査を含む)	平成15年 7月下旬～平成15年 9月上旬
平成15年度例月出納検査		毎月26日から月末の間に実施

(参考図)

平成14年度			平成15年度											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		定例監査												
								行政監査						
								事務事業監査						
				工事監査(前期)				工事監査(後期)						
								財政援助団体等監査						
								公営企業各会計決算審査						
								出納長所属各会計決算審査(基金運用状況審査を含む)						